

■外国人が退職して帰国（出国）するときには

- 残りの住民税（特別徴収税額）の一括徴収または納税管理人の選任

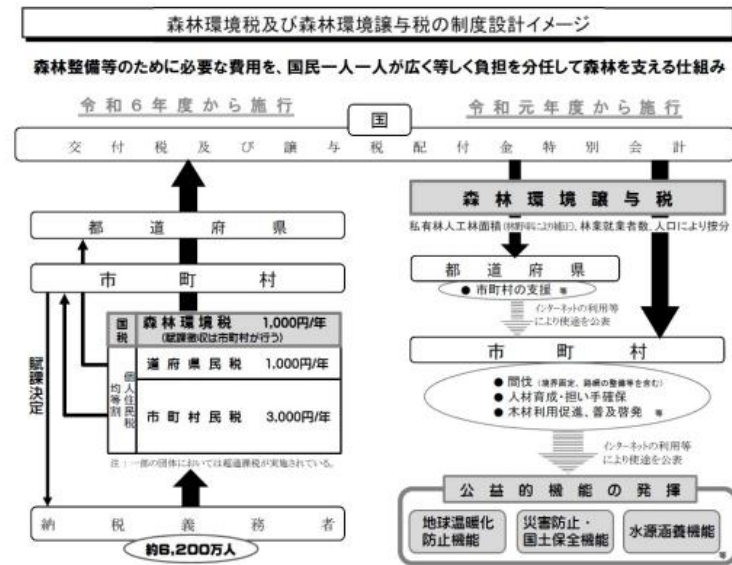
帰国する方で、日本から出国するまでの間に住民税を納めることができない場合は、出国する前に、自身に代わり税金の手続きを行う方（納税管理人）を定め、市区町村に届け出る必要があります。納税義務者への周知をお願いします。

納税管理人の申告は、地方税法第 300 条に定められています。

■令和 5 年度税制改正の主な内容

- 森林環境税

パリ協定の枠組みの下における、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。



※総務省ホームページより抜粋

森林環境税は、令和 6 年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、市区町村において、個人住民税均等割と併せて、一人年額 1,000 円が課税されます。

- 復興特別税

個人住民税の都道府県税・市区町村民税で、それぞれ 500 円ずつ加算されていた復興特別税は、令和 5 年度で終了となります。

■特別徴収一斉指定の開始について

福島県と相双地区の市町村では、特別徴収を進めていくため、対象となる事業主を特別徴収義務者として平成 29 年度から一斉に指定しています。

給与所得者で普通徴収（個人納付）対象者がいる場合については、普通徴収仕切紙にて普通徴収切替理由書を記入のうえ、併せて提出して下さい。

■市県民税の特別徴収（給与天引）について

次の①②に該当する事業所（主）は、特別徴収義務者に該当しますので、給与所得者（従業員）の市・県民税を特別徴収する必要があります。

- ① 令和 5 年中に給与の支払いを行っており、令和 6 年 4 月 1 日現在でも給与の支払いを行っている事業所（主）。
- ② 所得税法第 183 条第 1 項の規定により、給与を支払う際に所得税を徴収して納付する義務のある事業所（主）（源泉徴収義務者）。

令和 6 年度 給与支払報告書（総括表・個人別明細書）の記載・提出要領

給与支払報告書の提出について

令和 6 年 1 月 1 日現在で従業員等に対し給与の支払を行っている事業所（主）は、地方税法第 317 条の 6 第 1 項の規定により、令和 5 年中に従業員等に支払った給与等の支払額や、その他必要な事項を給与支払報告書に記入し、従業員が居住している市区町村へ提出しなければなりません。

また、令和 5 年中に退職等の理由で給与の支払が無くなった従業員等についても、地方税法第 317 条の 6 第 3 項の規定により、退職等の日までの給与等の支払額について給与支払報告書に記入し、市区町村へ提出しなければなりません（年間に支払った給与等の支払額が少額であっても、適正な課税を行うため、全て提出をお願いします）。

1. 対象者 **令和 6 年 1 月 1 日現在** 南相馬市に住民票を置く給与受給者
※住民票登録地の確認ができない場合は返送いたします。
2. 提出期限 **令和 6 年 1 月 31 日（水）** 期限厳守
（事務処理の都合上、1 月 12 日（金）までの提出にご協力をお願いします。）
3. 提出枚数
 (1) 給与支払報告書（総括表）・・・1 枚（**特徴、普徴の内訳数を明記のこと。**）
 (2) 給与支払報告書（個人別明細書）・・・給与受給者 1 人につき 1 枚
 (3) 普通徴収仕切紙（普通徴収への切替理由書）・・・普通徴収対象者がいる場合のみ
 ※提出する際、市内の区ごとに分ける必要はありません。全てまとめて提出してください。

対象となる方	使用する明細書	提出方法
一般の受給者で支払額が 500 万円を超える方	3 枚組	1 枚目（個人別明細書）→市役所へ提出 2 枚目（源泉徴収票）→税務署へ提出 3 枚目（源泉徴収票）→受給者へ交付
法人の役員で支払額が 150 万円を超える方 源泉徴収税額表の乙欄または丙欄適用者で支払額が 50 万円を超える方		
上記以外の方	2 枚組	1 枚目（個人別明細書）→市役所へ提出 2 枚目（源泉徴収票）→受給者へ交付

※令和 5 年 1 月 1 日以降に提出される給与支払報告書の個人別明細書については、提出枚数が 2 枚から 1 枚に変更となりますので、ご注意ください。

4. 提出先・問い合わせ先 〒975-8686
福島県南相馬市原町区本町二丁目 27 番地
南相馬市役所 総務部 税務課 市民税係
電話 0244-24-5226
※窓口持参の場合は、小高区または鹿島区役所市民総合サービス課でも受付します。

